

府 情 個 第 1776 号
平 成 23 年 6 月 7 日

宮 部 龍 彦 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について(通知)

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記 1 の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 11 条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成 23 年（行個）諮問第 99 号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の利用不停止決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成 23 年 6 月 28 日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支え

がない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、ご了承願います。

提出先：内閣府 情報公開・個人情報保護審査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39

永田町合同庁舎5階

F A X 0 3 - 3 5 0 2 - 0 0 3 5

理由説明書

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から利用停止請求のあった保有個人情報、審査請求人が管理しているインターネット上の掲示板「鳥取ループ」につき、大津地方法務局が削除要請した人権侵犯事件記録の一部である。

大津地方法務局長は、下記4の理由により、平成23年4月22日、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をし、同日付け総庶第336号「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」という。）がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容又は局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 不服申立ての趣旨

審査請求人は、上記1に記載した大津地方法務局長が行った平成23年4月22日付け保有個人情報の利用停止をしない旨の決定を取り消し、保有個人情報の利用停止をする旨の決定に変更する裁決を求めている。

4 利用停止としなかった理由

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第36条、第38条によれば、保有個人情報の利用停止は、開示を受けた保有個人情報が、①適法に取得されたものではない、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有するされている、③所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用されている、以上のいずれかに該当し、保有個人情報の利用停止請求に理由があると認められるときに、当該保有個人情報

を保有する行政機関の長が行うものである。

本件保有個人情報、大津地方法務局が、人権侵犯事件の調査処理の過程において、人権侵犯調査処理規程等に基づき適法に取得したものである。また、人権侵犯事件調査処理という利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しておらず、その利用目的以外の目的で利用しているものとも認められない。

よって、本件保有個人情報は、法第38条に定める保有個人情報の利用停止請求に理由があるときに該当するとは認められない。

5 その他

審査請求の対象となっている保有個人情報については、別表のとおりである。

以 上

(別表)

文書番号	文書名	枚数	法第38条(法第36条第1項第1号)の該当性
(1)	電子メール(H21.11.18付け)	1	非該当
(2)	電子メール(H21.11.30付け)	1	非該当
(3)	電子メール(H21.12.2付け)	1	非該当
(4)	電子メール(H21.12.2付け)	1	非該当
(5)	電話聴取書(H21.11.27付け)	1	非該当

(別 紙)

平成 2 3 年 (行個) 諮問第 9 9 号事件

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 3 条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えがない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)